（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国

国際協力大臣　サハル・ナスル

エジプト・アラブ共和国駐在

日本国特命全権大使　香川剛廣閣下

○外務省告示第百二十号

平成二十九年三月二十一日にアンタナナリボで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

平成二十九年四月四日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、マダガスカル共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とマダガスカル共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四百五十二億千四百万円（四五、二一四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、トアマシナ港拡張計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、マダガスカル共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、マダガスカル共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十二年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、マダガスカルの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　マダガスカル共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　マダガスカル共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してマダガスカル共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためマダガスカル共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　マダガスカル共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してマダガスカル共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　マダガスカル共和国政府は、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してマダガスカル共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金を負担する。

8　マダガスカル共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びマダガスカル共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　マダガスカル共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をマダガスカル共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月二十一日にアンタナナリボで

マダガスカル共和国駐在

日本国特命全権大使　小笠原一郎

マダガスカル共和国外務大臣

アタラ・ベアトリス・ジェアニンヌ閣下

（マダガスカル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をマダガスカル共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月二十一日にアンタナナリボで

マダガスカル共和国外務大臣

アタラ・ベアトリス・ジェアニンヌ

マダガスカル共和国駐在

日本国特命全権大使　小笠原一郎閣下

○農林水産省告示第五百二十三号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月二十五日農林水産省告示第二千七百八十七号（競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年四月四日

農林水産大臣　山本　有二

第二号を次のように改める。

二　アメリカ合衆国において実施される次に掲げる競走

イ　Belmont Stakes

ロ　Breeders' Cup Classic

ハ　Breeders' Cup Filly & Mare Turf

ニ　Kentucky Derby

ホ　Longines Breeders' Cup Turf

ヘ　Preakness Stakes

○農林水産省告示第五百二十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十八年十一月一日農林水産省告示第二千二百九号（平成二十九年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月四日

農林水産大臣　山本　有二

表一類の項中「二〇、七九〇円　一八、七一〇円　一六、六三〇円　一四、五五〇円」を「二〇、一〇〇円　一八、〇九〇円　一六、〇八〇円　一四、〇七〇円」に改める。